○厚生労働省令第五十五号

地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第二項第三号及び第三項第三号の規定に基づき、地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

地域雇用開発促進法施行規則の一部を改正する省令

地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「次条」を「（以下この条及び次条」に、「、一」を「一とし、〇・五未満である場合にあっては〇・五とする。ただし、全国求人倍率の月平均値が〇・五未満である場合にあっては、全国求人倍率の月平均値とする。」に改める。

第三条中「、一」を「一とし、〇・六七未満である場合にあっては〇・六七とする。」に改める。

○厚生労働省令第五十六号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第五十二条第一項の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

「

⑮今後1年間の定年到達者等の見込み				⑯過去1年間の定年到達者等の状況			
(a)定年到達予定者の総数（(b)＋(c)＋(d)）	(b)定年による離職予定者数（継続雇用を希望しない者）	(c)継続雇用の終了による離職予定者数	(d)継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職予定者数	(a)定年到達者等の総数（(b)＋(c)＋(d)）	(b)定年による離職者数（継続雇用を希望しない者）	(c)継続雇用者数	(d)継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職者数
人	人	人	人	人	人	人	人

」を

「

⑮今後1年間の定年到達者等の見込み				⑯過去1年間の定年到達者等の状況			
(a)定年到達者の総数（(b)＋(c)＋(d)）	(b)定年による離職予定者数（継続雇用を希望しない者）	(c)継続雇用予定者数	(d)継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職予定者数	(a)定年到達者の総数（(b)＋(c)＋(d)）	(b)定年による離職者数（継続雇用を希望しない者）	(c)継続雇用者数	(d)継続雇用を希望したが基準に該当しないことによる離職者数
人	人	人	人	人	人	人	人

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十八号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第一条　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「令第一条第一項」を「令第一条の三第一項」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第六号中「第二十一条第一号に規定する学校及び同条第二号」を「第二十一条第一号に規定する大学、同条第二号に規定する学校及び同条第三号」に改める。

（視能訓練士法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「第二十一条第一号又は第二号の規定により指定されている」を「第二十一条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている大学、」に改める。

一　視能訓練士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）第十一条第二号

二　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第十三条第一号

三　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第十三条第二号

四　救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第十三条第一号

五　言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）第十四条第一号

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第四条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第二号中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第二号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰（せき）事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

農林水産大臣　赤松　広隆

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　赤松　広隆

国土交通大臣　前原　誠司